

山形県立中央病院臨床倫理委員会要綱

(設置)

第1条 山形県立中央病院に、臨床倫理に関し審査する山形県立中央病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要綱は、委員会の組織、運営及び業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、医療行為の実施責任者から院長に申請された臨床倫理申請書（様式第1-1）について、院長の諮問を受け、次の事項に関して審査する。

- (1) 保険給付の対象に至っていない新規医療に関する事
- (2) 高難度新規医療技術の導入に関する事
- (3) 終末期状態にある患者の生命維持治療の中止に関する事
- (4) 生命を脅かす可能性のある診療拒否に関する事
- (5) その他、委員会で審議する必要があると委員長が判断する課題

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 副院長、がん・生活習慣病センター長、救命救急センター長 | 5名 |
| (2) 院長の定めたる医師 | 2名 |
| (3) 副院長（兼）看護部長 | 1名 |
| (4) 副院長（兼）事務局長 | 1名 |
| (5) 薬局長 | 1名 |
| (6) 事務局次長 | 1名 |
| (7) 医学以外の学識経験者 | 2名 |
| (8) 院外の市民の立場の者 | 1名 |

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は院長が指名する副院長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、予め指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審査)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 1 審査の判定は、出席委員の合意による。
- 2 判定は、次の各号に掲げる表記とし、第2号から第3号に該当するときには、理由を付すものとする。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 不承認
 - (4) 再審査
 - (5) 非該当

- 3 委員会の審査経過及び判定結果の記録は、5年間保存する。
- 4 判定の結果は、審査終了後速やかに臨床倫理結果通知書（通常審査用）（別紙）をもって院長に報告しなければならない。

（迅速審査）

- 第7条 委員会は、緊急性を要する案件に関しては、委員長が予め指名した委員（以下「迅速審査委員」という。）による迅速対面審査または迅速書面審査の手続きにより審査することが出来る。ただし、委員長はその結果については次回の委員会で報告しなければならない。
- 2 委員長は迅速対面審査を開催する場合は、迅速審査委員を招集し、議長となる。
 - 3 委員長が認めた場合は、迅速審査委員以外の者を迅速対面審査に出席させることができる。
 - 4 判定の結果は、迅速審査終了後速やかに臨床倫理結果通知書（迅速審査用）、（別紙）により院長に報告しなければならない。

（申請手続き及び判定の通知）

- 第8条 実施責任者は、臨床倫理申請書（様式第1-1）に必要事項を記入し、必要書類を添えて院長に提出する。
- 2 院長は、委員会の判定結果の報告を受け、速やかにその判定結果を臨床倫理結果通知書（通常審査用）、臨床倫理結果通知書（迅速審査用）、（別紙）により実施責任者に通知する。
 - 3 院長は、委員会が不承認とした件については実施を許可することはできない。

（事務）

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日より施行する。